

江南市の教育に関する大綱

令和元年 7 月

江南市

I はじめに

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、首長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくための「総合教育会議」を新たに設置しました。

平成27年度の総合教育会議において、江南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本的な方針である「江南市の教育に関する大綱」(以下「教育大綱」という。)を策定しました。

当初の策定から4年が経過し、事業の進展とともに、新たな視点をもって、このたび教育大綱を改定しました。

1 根拠法令及び期間

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定しました。

教育大綱の期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

2 改定にあたっての考え方

江南市では、めざすまちづくりの目標と、その実現方策を示す「第6次江南市総合計画(以下「総合計画」という)に基づいて、市民と行政が一体となってまちづくりを進めています。

江南市の教育行政は、この総合計画におけるひとづくり分野に係る政策目標に基づき、めざす将来像の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでいます。

教育大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、中長期的な目標や施策の根本となる方針を定めるものであることから、江南市のまちづくりの指針である総合計画に即するものとします。

また、これまでの教育行政における目標や取り組み方針である「基本方針」と、特に重点的に取り組むべき「重点施策」とで構成します。

なお、今後の教育を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて江南市総合教育会議で協議調整を行い、見直しの検討を行うものとします。

Ⅱ 教育大綱

1 基本方針

基本方針は、総合計画のうち、ひとづくり分野における展望や目標、それらを実現するために市民と行政がそれぞれの役割を果たすことをめざします。

総合計画

基本構想における江南市のめざす都市のすがた

「地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市」

～生活・産業・文化の魅力があふれ、選ばれ続けるまち～

基本計画におけるひとづくり分野

柱1 地域に開かれた快適で安全な学校づくりの推進

柱2 心豊かな子どもの育成支援の推進

柱3 生きがいをもって暮らせる生涯学習環境の整備

柱4 地域の特色を活かした芸術・文化・交流の推進

柱5 地域が支える子育て支援の推進

※ここでは総合計画におけるひとづくり分野がめざす成果を柱立てしたものを掲載し、個々の展望や目標、それらを実現するための市民と行政の果たす役割等は総合計画で示します。

2 重点施策

重点施策は、基本方針の中でも、今後、重点的に取り組むべき施策の目標と方針とします。

柱1 地域に開かれた快適で安全な学校づくりの推進

① コミュニティ・スクール^(※1)事業の推進

児童・生徒の教育の充実のために、コミュニティ・スクール事業を推進し、学校と地域が一体となり、教育力の向上を図ります。

② 学校施設の整備、充実

安全で快適な学校生活を送ることができる教育環境を構築するため、老朽化したトイレや校舎等の改修、普通教室等へのエアコンの設置等、学校施設の整備、充実を図ります。

③ 特別支援学級等支援職員等の市費による学校職員の配置の充実

特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援を充実するため、特別支援学級等支援職員の増員を図るとともに、他の学校職員についても実情に応じ、適正な配置を推進します。

④ ICT^(※2)を活用した教育環境の整備、充実

タブレット端末やプロジェクター等を活用し、児童・生徒の能動的な学習への参加や理解の促進、思考力や表現力、発表力等を育む教育活動を支援するため、デジタル教材等の整備、充実を図ります。

(※1) コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動等について意見を述べるといった取組がおこなわれます。

(※2) ICTは、Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、情報・通信に関する技術の総称。

⑤ 安心・安全な給食の提供

より安心・安全で質の高い給食を提供するとともに、市内の老朽化した2つの給食センターを統合し、食物アレルギーにも対応できる新たな給食センターの建設を視野に入れ、その候補地の選定を進めます。

柱2 心豊かな子どもの育成支援の推進

① 子どもを育成する環境の充実

人間性豊かな子どもたちを育成し、児童生徒の不安や悩みが解消され、不登校やいじめ問題を解決するため、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を適切に配置し、相談活動の充実を図ります。

② 子どもの将来教育・社会体験の充実

勤労観・職業観の育成を発達段階に応じて教育活動の全領域で取り組むため、地域との連携を強化し、キャリア教育、ボランティア活動の充実を図ります。

柱3 生きがいをもって暮らせる生涯学習環境の整備

① スポーツプラザを活用した健康づくり

スポーツセンターを核としたスポーツプラザ帯を活用し、誰もが気軽に健康づくりに取り組めるような施設運営を図ります。

② 新図書館の建設

布袋駅東複合公共施設に移転予定の新市立図書館が、「知」の拠点・生涯学習施設の中核として、「市民一人ひとりの暮らしに寄り添い、幸せをかたちにする図書館」となるよう整備をします。

柱4 地域の特色を活かした芸術・文化・交流の推進

- ① 芸術文化の振興・郷土の歴史の継承で心を豊かにする地域づくり
地域の芸術文化活動の拠点となる市民文化会館の環境整備を実施するとともに、市民が芸術文化活動の主役となる地域づくりを推進します。郷土の歴史や伝統への誇りと愛着を高めるため教養講座等を開催し、未来へ伝えます。

柱5 地域が支える子育て支援の推進

- ① 新・放課後子ども総合プラン^(※3)の推進
次代を担う人材を育成するため、就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プランの充実を図ります。
- ② 放課後児童の居場所づくり
放課後児童の安全・安心な居場所を確保するため、学童保育の対象学年及び放課後子ども教室実施校の拡充を検討します。

(※3)新・放課後子ども総合プランは、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室が実施するプログラムに放課後児童健全育成事業(学童保育)の児童が参加する等、学童保育と放課後子ども教室の一体的な実施について、計画的な整備等を進めるものです。